

教育子ども委員会 説 明 資 料

新型コロナウイルス感染症への
対応状況について

令和2年6月5日
子ども青少年局

目 次

	頁
1 主な取り組み一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 主な取り組み	
(1) 感染拡大防止に向けた対応・・・・・・・・	2
(2) 市民への支援・・・・・・・・	5
(3) 事業者への支援・・・・・・・・	7
(4) その他・・・・・・・・	8

1 主な取り組み一覧

番号	主な取り組み
(1) 感染拡大防止に向けた対応	
1	感染防止対策を講じながら開所を要請した主な施設等
2	感染防止対策を講じながら事業継続した主な施設等
3	事業縮小・中止した主な施設等
4	マスク・消毒液等の衛生用品の配布及び購入費補助
(2) 市民への支援	
5	子育て世帯への臨時特別給付金の支給
6	各種利用料等の負担軽減
(3) 事業者への支援	
7	学校の臨時休業等に伴う支援
(4) その他	
8	家庭等で過ごしている親子や青少年への情報発信

2 主な取り組み

(1) 感染拡大防止に向けた対応

番号	取り組み	概 要
1	感染防止対策を講じながら開所を要請した主な施設等	・保護者の就労支援及び子どもの居場所の確保のため、3月2日からの学校の臨時休業に伴い本市が開所継続を要請した。 ・感染拡大防止のため、施設等において感染症患者が発生した場合は最終利用日の翌日から14日間休止することとした。 ・緊急事態宣言の状況に鑑み、概ね4月11日から利用の自粛を要請した。 (1) 放課後等デイサービス事業所 学校の臨時休業に合わせ、可能な限り長時間の開所を要請 (2) 地域療育センター、児童発達支援センター、児童発達支援事業所 原則として開所を要請 (3) 保育所等 原則として開所を要請 (4) 児童館留守家庭児童クラブ 学校の臨時休業に合わせ、午前中から開所 (5) 留守家庭児童育成会 学校の臨時休業に合わせ、午前中からの開所を要請 (6) トワイライトスクール、トワイライトルーム 学校の臨時休業に合わせ、14時から開所

番号	取り組み	概 要
2	感染防止対策を講じながら事業継続した主な施設等	困難を抱える家庭・子どものため相談対応を継続し、相談窓口の周知を徹底した。 (1) 保健センターにおける子育て相談 支援ニーズの高い子どもや妊産婦の定期的な状況把握を実施し、必要に応じて訪問を実施する等見守り体制を強化 (2) 児童相談所等における虐待をはじめとする児童相談 関係機関との連携を強化し、支援ニーズの高い子どもの定期的な状況把握を実施し、必要に応じて訪問する等見守り体制を強化 (3) 配偶者暴力相談支援センター等における女性福祉相談 関係機関との連携を強化し、相談、保護を適切に実施
3	事業縮小・中止した主な施設等	(1) 乳幼児健康診査 3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を休止 対象期間：3月 4日（水）～3月31日（火） 4月16日（木）～5月31日（日） 再開日：6月 1日（月） （まずは3か月児健康診査のみ） (2) 子ども・子育て支援センター、子育て応援拠点、地域子育て支援拠点、保育所等地域子育て支援センター 親子が集う場等については休止 電話等による子育て相談については継続実施 対象期間：3月2日（月）～5月31日（日） 再開日：6月1日（月）

番号	取り組み	概 要
3	事業縮小・中止した主な施設等	(3) 子どもの権利擁護機関 やむを得ない場合を除き来所による相談を休止 電話等による相談については継続実施 対象期間：4月11日(土)～5月31日(日) 再開日：6月1日(月) (4) 児童館 児童館留守家庭児童クラブを除き休止 電話等による子育て相談については継続実施 対象期間：3月2日(月)～5月31日(日) 再開日：6月2日(火)(一部施設を除く) (5) とだがわこどもランド 施設の供用を原則休止 電話等による子育て相談については継続実施 対象期間：3月2日(月)～5月31日(日) 再開日：6月2日(火)(一部施設を除く) (6) 青少年交流プラザ、青少年宿泊センター 施設の供用及び事業を休止 対象期間：3月2日(月)～5月31日(日) 再開日：6月2日(火)(一部施設を除く) (7) 子ども・若者総合相談センター、金山ランチ オープン型交流スペースの供用を休止 LINE及び電話等による相談については継続実施 対象期間：3月2日(月)～5月31日(日) 再開日：6月1日(月)

番号	取り組み	概 要
4	マスク・消毒液等の衛生用品の配布及び購入費補助	(1) 所管施設等へのマスクの配布等 感染拡大を防止するため本市が購入及び寄贈を受けたマスク・消毒液等を配布するほか、保育所等が購入した費用に対し補助を実施 配布物：マスク（大人用、子ども用）、消毒液、非接触型温度計等 配布先：放課後等デイサービス事業所、児童養護施設、保育所等、留守家庭児童育成会等 (2) 妊婦に対するマスクの配布 妊婦に対する感染を防止する観点から、妊婦に対し、マスクを配布

(2) 市民への支援

番号	取り組み	概 要
5	子育て世帯への臨時特別給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、国による子育て世帯への臨時特別給付金を支給 給 付 額：対象児童1人につき1万円 対 象 児 童：児童手当の令和2年4月分の対象となる児童 ※令和2年3月31日に中学校を卒業した児童等も対象 支給対象者：対象児童に係る児童手当の受給者 ※受給者の所得が、所得制限限度額以上である場合（特例給付）は対象外

番号	取り組み	概 要
6	各種利用料等の負担軽減	(1) 名古屋のびのび子育てサポート事業利用料 学校の臨時休業等を理由に名古屋のびのび子育てサポート事業を利用した場合に利用料を助成 (2) 放課後等デイサービス事業利用者負担額 学校の臨時休業に伴い、休日単価への変更などにより追加的に生じた利用者負担を免除 (3) 保育所等の利用者負担額 本市からの要請に応じ、利用を自粛した場合、日割り計算による利用者負担額の減額を実施 (4) 児童館留守家庭児童クラブ利用料 本市からの要請に応じ、利用を自粛した場合、保護者負担金の返還を検討 (5) 青少年交流プラザ、青少年宿泊センター施設使用料 利用者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由として、施設使用の取り止め、延期をした場合、施設使用料を還付 (6) 留守家庭児童育成会への助成 本市からの要請に応じ、利用を自粛した場合、日割り計算による利用料を減額する留守家庭児童育成会への助成を検討 (7) トワイライトルームの利用料負担軽減 本市からの要請に応じ、利用を自粛した場合、利用回数による利用料の減額を実施

(3) 事業者への支援

番号	取り組み	概 要
7	学校の臨時休業等に伴う支援	(1) ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策子ども・子育て事業応援金の交付 新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言の発出下において、働く保護者の支援及び子どもの居場所確保のため、本市からの開所要請に応じた民間児童福祉施設等に対し、1事業所あたり5万円を交付 対象施設：放課後等デイサービス事業所、民間保育所等、留守家庭児童育成会等 (2) 放課後等デイサービス事業所への支援 学校の臨時休業に伴い、休日単価への変更などにより増加した障害児通所給付費を支払 (3) 留守家庭児童育成会への支援 学校の臨時休業に伴い、午前中から開所をするための経費を補助

(4) その他

番号	取り組み	概 要
8	家庭等で過ごしている親子や青少年への情報発信	SNSやホームページ等を活用し、動画配信等を実施 (1) 子ども・子育て支援センター、子育て応援拠点、地域子育て支援拠点、保育所等地域子育て支援センター 子どもや保護者に対し、家庭等で親子が楽しむことができる遊びや工作等の配信、オンラインでの子育てサロン等の実施 (2) 子どもの権利擁護機関 子どもたちに対し、子どもの権利擁護委員からのメッセージ動画の配信 (3) 児童館 子どもや保護者に対し、リトミック講座等の配信、家庭等で楽しめるクイズや感染リスクの少ない外遊び等の紹介 (4) とだがわこどもランド 子どもや保護者に対し、家庭等で親子が楽しむことができる遊びや工作等の配信 (5) 青少年交流プラザ 青少年に対し、家庭等で手軽にできて、楽しく過ごすことができるような実験や体験、遊び等の配信 (6) 子ども・若者総合相談センター、金山ランチ 青少年に対し、家庭等で手軽に、すぐできる体操や料理等の配信やトークライブの配信、1人で楽しむことができるデジタルコンテンツの紹介